

学生諸君

学生主事

令和5年度後期授業料の月額分納について

このことについて、申請を希望する学生は、下記「1.月額分納の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係(gakusei@jimu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送(夏季休業期間中)しますので、同封している授業料免除申請要項に記載のある期限までに必要書類を提出してください。

記

1. 月額分納の対象

学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む)を受けたことにより、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合

2. 申請書類配付期間

令和5年7月18日(火)～10月4日(水)

3. 月額分納の額

授業料年額の12分の1に相当する額

4. 授業料月額分納の期限(半期ごとに許可が必要)

毎月の各口座振替日まで

5. 注意事項

- ①月額分納の可否が決定されるまでは、授業料の徴収は猶予されます。
- ②申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。

以上